

特定電気通信施設等整備推進基金補助金に係る外部評価会 運営要領

令和7年4月8日

一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会

本評価会の会合は事務局の求めに応じて開催される。

1. 本評価会の資料については、原則として一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会のウェブページに掲載し、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他本評価会が必要と認める場合においては非公開とする。会合の扱いについても同様とする。
2. 本評価会の議事については、議事要旨を作成し、会合終了後、一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会のウェブページに掲載し、公開する。
3. 本評価会の事務局及び会合の議事進行は一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会が行う。